

社会福祉法人 桜木会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男性女性共により一層働きやすい職場となることを目指し、子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する為、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容と実施時期

目標1 子育て中の職員への支援として、子育て相談窓口を設置する。

取 組 社会福祉法人としての強みを活かし、多職種による相互の連携を図りながら子育て中の職員のフォローを行う。

時 期 令和4年 4月～ 相談窓口の内容や体制を検討

7月～ 相談窓口を設置し、職員へ周知する

都度相談実績を確認し、法人にて対応が可能な案件があれば次期の計画に内容を盛り込む。

目標2 女性職員の育児休業取得率100%の継続

取 組 妊娠・出産を迎えた女性職員にはこれまでと同様に育児休業の取得促進や復帰面談等を行っていく。

時 期 令和4年 4月～ 制度周知用資料の検討及び作成の開始

7月～ 職員へ配布・周知

目標3 計画期間内における男性職員1名以上の育児休業の取得

取 組 男性職員の育休制度に関する制度の周知を行うと共に、施設管理者に対して対象となる男性職員がいた場合は育休の取得を促すよう協力依頼をする

時 期 令和4年 4月～ 制度周知用資料の検討及び作成の開始

7月～ 職員へ配布・周知

配偶者が出産した男性職員へは都度、育児休業関連の情報提供を行う